

## 【総合事業】加算（減算）届 必要書類一覧表

次の内容の基本報酬又は加算・減算を算定しようとする場合は、加算開始月の前月15日まで（必着）に届出が必要です。

サービス種別	内容	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
介護予防訪問型サービス（A2）	高齢者虐待防止措置実施			
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）			
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））			
	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）			
	特別地域加算			
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）			
	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）			
	口腔連携強化加算		・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）	
介護予防通所型サービス（A6）	職員の欠員による減算・減算の解消		・勤務形態一覧表※	※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）のものを提出してください。
	高齢者虐待防止措置実施	・加算届（別紙50）  ・状況一覧表（別紙1-4）		
	業務継続計画策定の有無			
	若年性認知症利用者受入加算			
	生活機能向上グループ活動加算			
	栄養アセスメント・栄養改善体制		・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・管理栄養士の資格証の写し	※外部との連携により配置する場合は、勤務表の氏名欄に連携先の事業所名を記入してください。
	口腔機能向上加算		・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し	※（Ⅱ）を算定するには（Ⅰ）を既に算定しているか、（Ⅰ）を同時に申請する必要があります。 ※（Ⅱ）を算定する場合は、別紙1-3のLIFEを「あり」にする
	一体的サービス提供加算			
	サービス提供体制強化加算		・「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14-7）	
	生活機能向上連携加算			
科学的介護推進体制加算			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする	
	上記の加算の取り下げ			